

## ■ 民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況（第5回）

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台 要綱案の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案 (26年6月～)
消費者契約の特則	知識・情報等の格差に配慮する解釈理念	第62-1-(2)	第26-4 ※信義則等の適用に当たっての考慮要素	(75A)	
	一部無効の原則の例外	第62-2-②、第32-2-(1)	(第5-1)		
	消費者に不利な合意の制限（消滅時効）	第62-2-③、第36-1-(4)			
	消費者に不利な合意の制限（売買）	第62-2-④、第40-4-(3)			
	消費貸借契約における目的物交付前解除権	第62-2-⑤、第44-1-(3)	第37-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	70A第4-1-(4) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任	81-1第7-1-(3) ※誰でも解除可／但し損害賠償責任
	消費貸借契約における期限前弁済時の免責	第62-2-⑥、第44-4-(2)	(第37-6)		
	消費貸借契約における抗弁の接続	第62-2-⑦、第44-5			
	賃貸借契約における原状回復義務に通常損耗の回復を含める特約の無効	第62-2-⑧、第45-7-(2)	(第38-13-(3))		
	委任契約における委任者の賠償義務の制限	第62-2-⑨、第49-2-(3)	(第41-3) ※委任事務に専門性を要する場合の特則あり	(73B第1-1) ※民法第650条第3項の適用を否定すべき場合についての規律を置くことの是非及びその内容についてどのように考えるか	(81-3第11) ※民法第650条第3項の適用を否定すべき場合についての論点は取り上げられなかった
	寄託契約における寄託者の賠償責任の制限	第62-2-⑩、第52-5-(1)	(第43-5) ※寄託物の保管に専門性を要する場合の特則についての注記あり	(73B第2) ※民法第661条に関する見直しの要否及びその内容について、委任に関する前記第1-1の検討結果を踏まえて、どのように考えるか	(81-3第13) ※民法第661条の見直しに関する論点は取り上げられなかった
	条項使用者不利の原則	第62-2-⑪、第59-3			
	継続的契約の任意解除権	第62-2-⑫、第60-2-(4)	※第41-6：民法第656条が維持された場合には、準委任契約の任意解除権あり	※73B第1-2：民法第656条の規律を維持した上で、一定の類型を対象として、委任の規定の準用を否定する規律を置くことの是非及びその内容について、どのように考えるか	※81-3第11：準委任に関する論点は取り上げられなかった
事業者の消費者に対する債権の消滅時効期間短縮		第7-2-(注)			

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台 要綱案の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案 (26年6月～)
その他	暴利行為	第 28-1-(2)	第 1-2-(2)	① 73B 第 3-2 ② 78B 第 1 ※次のような規定（甲案・乙案）のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか ③ 80B 第 1 ※新たな規律を設けないという案（乙案）もあり	
	複数契約の解除	第 5-5	第 11-2	(68A)	
	契約締結過程における情報提供義務	第 23-2	第 27-2	75B 第 1 ※規定を設けることの当否、規定の内容について、どのように考えるか	(81-3)
	約款（定型条項）の定義	第 27-2	第 30-1	① 75B 第 3-1-(1) ② 78B 第 4 ③ 81B 第 3-1 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	
	約款（定型条項）の組み入れ要件	第 27-3	第 30-2	① 75B 第 3-1-(2) ② 81B 第 3-2 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	
	定型条項の内容の開示			① 75B 第 3-2 ② 81B 第 3-3 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	
	約款（定型条項）の不意打ち条項 （合理的に予測し得ない事項に関する契約条項）	第 27-3	第 30-3	① 75B 第 3-3 ② 77B 第 3-1 ③ 81B 第 3-4 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	
	約款（定型条項）の変更	第 27-4	第 30-4	① 75B 第 3-5 ② 77B 第 3-2 ③ 81B 第 3-6 ※規律を設けることについて、どのように考えるか	

論 点		中間的な論点整理 (23年5月)	中間試案 (25年4月)	要綱案のたたき台 要綱案の取りまとめに向けた検討 (25年9月～)	要綱仮案の原案 (26年6月～)
	約款（定型条項）の不当条項規制 （相手方に過大な不利益を与える契約条項の効力）	第 62-2-①、第 31 ※規制の適用対象として、 約款に加え、消費者契約 を例示	第 30-5	① 75B 第 3-4 ② 81B 第 3-5 ※規律を設けることについて、どのよ うに考えるか	
検討会で 言及された 論点	追認の要件	第 32-4-(1)	第 5-4	66A 第 3-3	79-1 第 4-3
	法定追認	第 32-4-(2)	第 5-5	(66A)	
	意思能力（定義、意思能力を欠く状態でされた法律行 為の効力）	第 29	第 2	73A 第 4 ※意思能力の意義については規定を 設けないこととしている	79-1 第 1 ※定義規定なし
	債務不履行に基づく損害賠償における「債務者の責め に帰すべき事由」	第 3-2-(2)	第 10-1-(2)、(3)	68A 第 2-1-(2)	79-1 第 8-1-(2)
	錯誤（不実表示）	第 30-3-(3)	第 3-2-(2)	① 66B 第 1-2 ※規定の要否、具体的な要件の内容等 について、どのように考えるか ② 76A 第 1-2-(2) ※部会資料 66Bに基づく第 76 回会議 の審議結果を踏まえて改めて検討 ③ 78A 第 1-2-イ ④ 79B 第 1（甲案）2-イ ※現状維持案（乙案）もあり	79-1 第 2-2 【79Bで検討】

※グレーの網掛け部分は、当該論点を取り上げられなかったことを示す。